

令和8年度 指定管理施設の管理運営に関する月次評価について

施設所管課名：港湾部港湾管理課

1 施設概要

施設名称	船舶保管施設等
指定管理者名	株式会社昭和
指定期間	令和4年4月1日～令和9年3月31日（5年間）

2 月次評価

評価月	評価
4月	船舶の保管に関する施設の清掃等は適切に行われ、各設備の日常点検等も適正に行われている。4月5日及び10日に波浪警報が発令された際は、漁港門を閉鎖し警戒するなど適切な対応がされたと認められる。 船舶保管業務については、大きなトラブルもなく、適切に業務が行われていたと認められる。 今後も引き続き、利用者の安全第一を心掛け、適切な施設運営に努められたい。
5月	船舶の保管に関する施設の清掃等は適切に行われ、各設備の日常点検等も適正に行われている。5月1日及び4日に波浪警報が発令された際は、漁港門を閉鎖し警戒するなど適切な対応がされたと認められる。 船舶保管業務については、大きなトラブルもなく、適切に業務が行われていたと認められる。 今後も引き続き、利用者の安全第一を心掛け、適切な施設運営に努められたい。
6月	船舶の保管に関する施設の清掃等は適切に行われ、各設備の日常点検等も適正に行われている。台風の接近及び津波注意報発令の際は、漁港門を閉鎖し警戒するなど適切な対応がされたと認められる。 船舶保管業務については、大きなトラブルもなく、適切に業務が行われていたと認められる。 今後も引き続き、利用者の安全第一を心掛け、適切な施設運営に努められたい。
7月	船舶の保管に関する施設の清掃等は適切に行われ、各設備の日常点検等も適正に行われている。 船舶保管業務については、大きなトラブルもなく、適切に業務が行われて

	いたと認められる。 今後も引き続き、利用者の安全第一を心掛け、適切な施設運営に努められたい。
8 月	
9 月	
10 月	
11 月	
12 月	
1 月	
2 月	
3 月	